

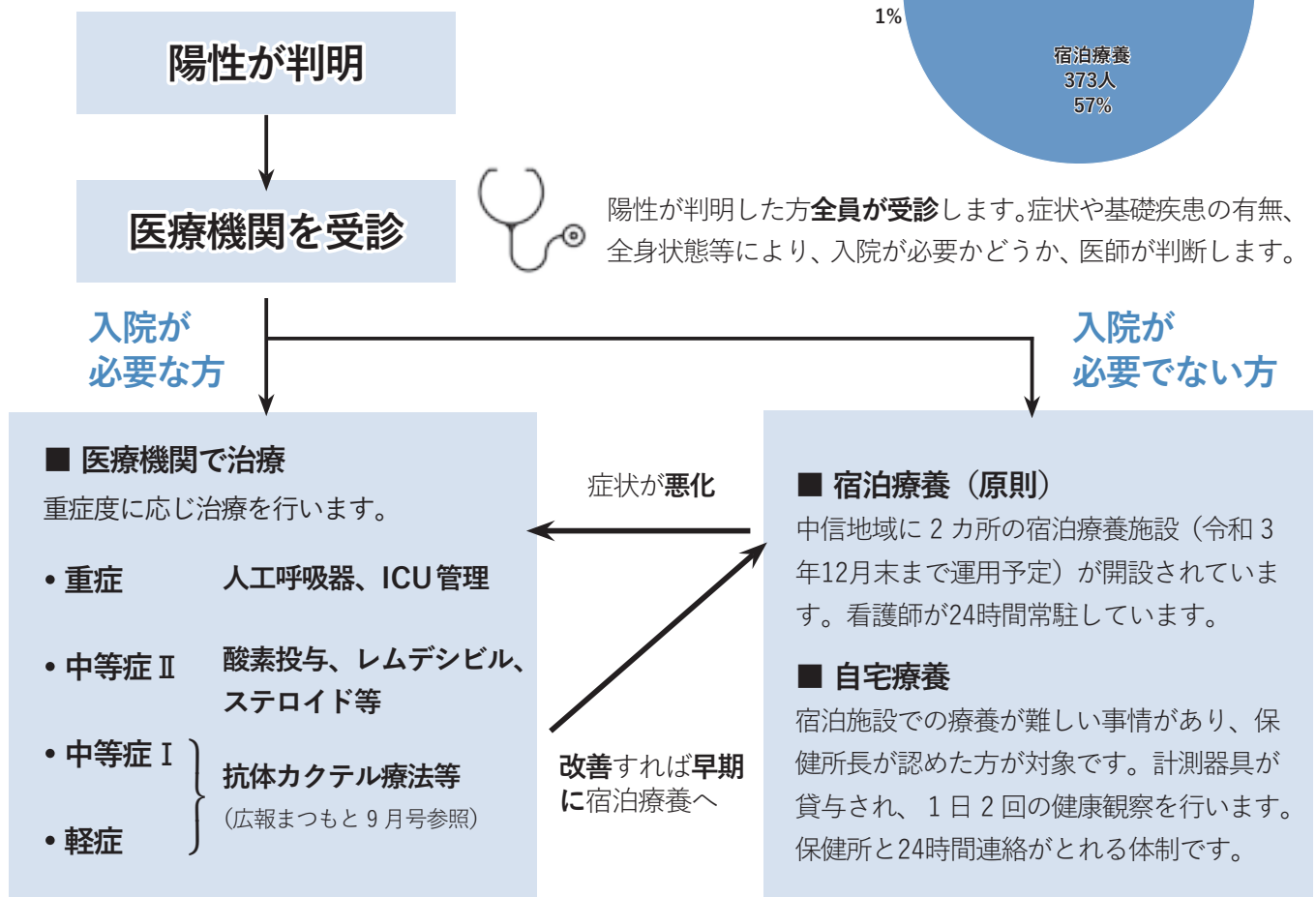
コロナに感染しても、重症化しない、安心して療養ができる体制や環境を整備

●問い合わせ 保健予防課（県松本合同庁舎 1階 ☎40-0702 📠40-0811）

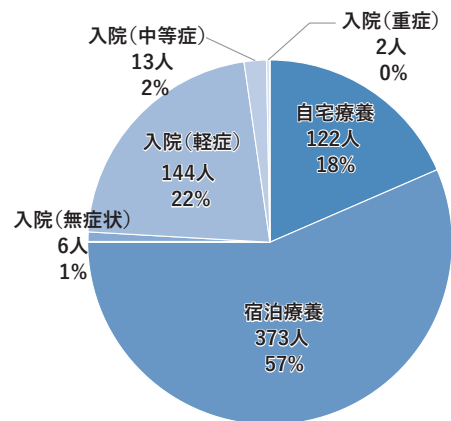
新型コロナウイルスの感染「第5波」は、市内でも、8月には1日あたりの感染者が過去最多となるなど感染が急拡大しました。

松本圏域では、保健所、医療機関、医師会とともに医療・診療体制を整備し、感染者数が一定数増えても医療機関が逼迫しないよう、診療のフロー（流れ）を確立しています。

松本圏域の診療フロー



市内感染者の療養場所
(7月28日～9月15日)



ワクチン接種
済みの方も!

基本的な感染対策を続けましょう!

- 屋内で会話時は **マスクを正しく着用**
- マスクをしていても人との距離は **最低1m確保**
- 屋内や車内は **十分に換気**
- 適切なタイミングで **正しく手洗い、手指消毒**

受診相談センター

☎ 0263-47-5670

発熱等の症状がある場合は、まず電話で「かかりつけ医」などに相談してください。かかりつけ医を持たない方や、土・日・祝日・夜間などの場合は、電話でご相談ください。